長期履修学生制度について(入学生用)

1. 長期履修学生制度とは

職務を有している社会人・介護・出産等の事情で、本学府の標準修業年限(博士前期課程は2年間、博士後期課程は3年間)を超えて在学しなければ課程を修了することができない方に対する制度です。

この制度は、本人の申請に基づいて審査し、標準修業年限を超えて長期履修をあらかじめ認め計画的に課程を修了することにより、学位の取得を可能にしたものです。

2. 長期履修学生としての最長在学年限

前期課程は4年間、後期課程は6年間です。ともに休学期間は除きます。 最長在学年限を超えて在学することはできません。

3. 長期履修学生として認められた場合の授業料

通常の学生が標準修業年限に支払う授業料総額分を、長期履修学生として認められた在学期間に分割して支払うことになります。※授業料の詳細は裏面参照

4. 長期履修学生としての在学期間を延長、又は修了に伴い短縮する場合の授業料

相応の理由がある場合に限り、最長在学年限内での在学期間の延長又は短縮が認められます。その場合の授業料の扱いは次のとおりです。

・延長の場合

通常の学生が標準修業年限に支払う授業料総額を、延長申請した在学通算年数で分割して、延長が認められた学期より毎学期支払うことになります。

- ※在学期間の延長をした場合、授業料総額に追加的費用が発生することになります。最初に申請する際に熟慮の上、計画的に申請してください。
- ※休学、復学する際に長期履修期間の延長手続きが必要となります。
- ※長期履修期間における最終学期にあっては、延長を申請することはできません。

・修了に伴う短縮の場合

短縮後の在学期間に応じて再計算された授業料の年額に修了までの在学年数を乗じて得た額から、これまでに長期履修学生として納入すべき授業料の総額を控除した差額を徴収します。

5. 長期履修学生の申請期間等

申請を希望する方は、**事前に所属の学務係へ申請書類を請求願います**。以下の申請書類①~④をメールにてお送りします。

申請期間:下記申請書類を入学手続期間内に必着となるように他の入学手続書類とともに郵送してくだ さい。

申請書類:①様式1 「長期履修学生申請書」

②様式2 「長期履修学生を希望する理由書」

③様式3 「履修計画及び研究計画書」

④様式4 「長期履修学生の申請に伴う授業料納付についての誓約書」

⑤その他 長期履修学生を希望する理由を証明するもの(在職者は勤務先機関の長等の

職印が必要)

提出・問い合わせ先:

【理学系】理工系学務課理学系学務係 <u>iad2880@office.chiba-u.jp</u> (長期履修担当宛) 【工学系】理工系学務課工学系大学院学務係 pad3885@office.chiba-u.jp (長期履修担当宛)

※長期履修学生を希望する者は、あらかじめ入学後の指導教員と履修計画・研究計画等について相談し、 申請内容が適切であるかの確認を得たうえで申請してください。

6. 注意事項

裏面あり (授業料について)

長期履修が認められた場合の授業料一覧

博士前期課程	1年		2年		3年		4年		修了までにかかる	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	授業料総額	
通常学生(標準修業年限2年)	321,480	321,480	321,480	321,480					1,285,920	
長期履修学生(長期履修期間3年)	214,320	214,320	214,320	214,320	214,320	214,320			1,285,920	
長期履修学生(長期履修期間4年)	160,740	160,740	160,740	160,740	160,740	160,740	160,740	160,740	1,285,920	

※4年が最長在学年限 ⇒長期履修期間

博士後期課程	1年		2年		3年		4年		5年		6年		修了までにかかる
	前期	後期	授業料総額										
通常学生(標準修業年限3年)	321,480	321,480	321,480	321,480	321,480	321,480							1,928,880
長期履修学生(長期履修期間4年)	241,110	241,110	241,110	241,110	241,110	241,110	241,110	241,110					1,928,880
長期履修学生(長期履修期間5年)	192,890	192,890	192,890	192,890	192,890	192,890	192,890	192,890	192,890	192,890			1,928,900
長期履修学生(長期履修期間6年)	160,740	160,740	160,740	160,740	160,740	160,740	160,740	160,740	160,740	160,740	160,740	160,740	1,928,880

※6年が最長在学年限、5年については年額の10円未満の端数切り上げ

⇒長期履修期間

- ※ 但し、授業料の額が改訂された場合は、改訂後の金額を基に再計算されます。
- ※ 入学時に申請した長期履修期間が最長在学年限に満たない場合、長期履修期間を延長することができますが、入学時にその履修期間で申請する場合より授業料総額に追加的費用が発生することになります。最初に申請する際に熟慮の上、計画的に申請してください。また、延長、短縮などの変更をする場合は、できるだけお早めにその旨を学務係までお知らせ願います。

(希望期間の1年以上前にお知らせ願います)